

京都市消防局訓令甲第12号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災調査規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

「

第8章 照会の対応等（第50条

第9章 り災の証明（第52条）

第10章 震災時の調査（第53

第11章 雑則（第60条）

目次中「第8章 雑則（第50条～第53条）」を

・第51条)

に改める。

条～第59条)

」

第8章の章名を次のように改める。

第8章 照会の対応等

第51条の次に次の章名を付する。

第9章 り災の証明

第53条を削る。

第9章の次に次の2章を加える。

第10章 震災時の調査

(震災時の調査体制)

第53条 局長及び署長は、京都市震災警防規程第2条に定める局及び署震災警防本部が設置されている間（以下「震災時」という。）に発生した火災の調査については、組織の全体的かつ横断的な調査の体制を確立するものとする。

(震災に伴う火災の指定)

第54条 局長は、震災時の火災の調査を円滑に実施するために、震災時に発生した火災のうち、期間及び地域を限定した火災（以下「震災に伴う火災」という。）を指定するも

のとする。

(震災時の調査活動)

第55条 署長は、震災に伴う火災の調査活動については、第13条に規定する調査本部を設置し、及び被災証明書の発行のための損害の調査に重点を置いた調査（以下「震災時迅速調査」という。）を実施するものとする。

2 署長は、震災時迅速調査を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、別に定めるところにより必要な書類を作成するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、震災時迅速調査その他震災に伴う火災の調査活動に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の早期収集)

第56条 局長及び署長は、地震の発生直後から災害状況の記録及び調査のための情報収集に努めるものとする。

(調査員の派遣)

第57条 局長は、震災時迅速調査を行う上で必要があると認めるときは、調査する地域を管轄する消防署以外の所属の調査員を、当該消防署へ派遣するものとする。

(資器材の確保)

第58条 局長は、震災時の火災の調査活動に必要な調査用資器材の確保に配慮するものとする。

(区役所との連携)

第59条 署長は、管轄区域の区役所と連携して、震災時における被災証明書の早期発行に努めるものとする。

第11章 雑則

(施行の細目)

第60条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局警防部調査課)